

第4次 海津市男女共同参画プラン

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度



～基本理念～

誰もが自分らしく輝くまちづくり

第4次海津市男女共同参画プラン(以下「本プラン」という。)では、「誰もが自分らしく輝くまちづくり」を基本理念とし、第3次海津市男女共同参画プランまでの基本的な考え方を踏襲するとともに、「誰もが人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、輝いて生きることができる社会」の実現を目指します。

令和4(2022)年3月

岐阜県 海津市



平成27(2015)年9月、国際連合で先進国と開発途上国がともに取り組むべき2030年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、環境・経済・社会に関わる幅広い17の目標と169のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げされました。

その中のひとつに、No.5「ジェンダー平等を実現しよう」が盛り込まれており、女性のエンパワーメント(権限・自信の付与)のための取組が、引き続き求められています。

また、No.1「貧困をなくそう」、No.2「飢餓をゼロに」、No.3「すべての人に健康と福祉を」、No.4「質の高い教育をみんなに」、No.8「働きがいも経済成長も」、No.10「人や国の不平等をなくそう」、No.16「平和と公正をすべての人に」、No.17「パートナーシップで目標を達成しよう」の開発目標とも関連しています。

● SDGs 17の国際目標 ●

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



● 本プランと関連する開発目標 ●



評価項目	現状値	目標値(令和8(2026)年度)
海津市における審議会等への女性の登用の割合	28.4% (令和3(2021)年4月1日)	40%以上、60%以下を目標としつつ、早期に30%以上
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	31.1% (令和2(2020)年度市民意識調査)	50% (令和7(2025)年度実施予定の市民意識調査)
○市職員の各役職段階に占める女性の割合	44.6% (令和3(2021)年4月)	40% (令和7(2025)年度末)
本庁係長相当職	25.6% (令和3(2021)年4月)	33% (令和7(2025)年度末)
本庁課長補佐相当職	18.5% (令和3(2021)年4月)	22% (令和7(2025)年度末)
本庁部局長・次長相当職	8.3% (令和3(2021)年4月)	14% (令和7(2025)年度末)

3 基本目標

基本理念である「誰もが自分らしく輝くまちづくり」を実現するため、次の4つの基本目標に沿って施策に取り組み、本プランを着実に推進します。

■ 基本目標1 誰もがともに尊重し合える意識づくり



正しい理解を促進することを目的として、情報発信や幅広い啓発活動を行うとともに、学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画の理解や意識を深める教育・学習を推進します。また、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、あらゆる暴力の根絶を目指します。さらに、被害者が安心して相談でき、必要な支援を適切に受けられるよう、総合的な支援体制を整備します。

① 男女共同参画に関する意識啓発

- 人権尊重を基盤にした男女平等意識の更なる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の払拭を図るとともに、意識改革を促すための広報・啓発活動を推進していきます。

施策の方向1 人権意識を高める啓発活動の充実

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、人権に関する情報提供や啓発活動の充実を図ります。

施策の方向2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

性別に基づく固定的な役割分担意識の解消や、男女共同参画に関する認識を深めるため、様々な機会を通じて広報・啓発活動の充実を図ります。

② 男女平等教育などの推進

- 子どもたちが男女平等・男女共同参画に対する意識を持ち、自らの意思によって多様な生き方が選択できるような教育・学習を推進していきます。
- 教職員・保育士等が男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修を実施していきます。
- 市民を対象に男女共同参画の意識を高めるための講座の開催や情報提供に努めます。

施策の方向1 男女平等を推進する教育の充実

学校教育及び社会教育において、子どもの発達段階に応じて男女平等観の形成を図り、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進していきます。また、保護者に対しても男女平等教育について理解し実践していただけるよう、働きかけを強化します。

さらに、教育に携わる方が男女共同参画の理念を理解できるよう、研修等を実施します。

施策の方向2 男女共同参画に関する学習機会の充実

男女共同参画に関する学習機会の充実を図るとともに、男女共同参画社会に関する情報の収集や学習環境の整備に努めます。



③ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶(DV防止計画)

- 市民一人ひとりがDV、各種ハラスメント、虐待、性犯罪等は重大な人権侵害であるとの共通認識を持ち、男性女性ともに自己の尊厳を大切にしながら、お互いが一人の人間として尊重される社会づくりを目指します。
- 様々な状況におかれた被害者が安心して相談ができる、必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制の整備に努めます。

施策の方向1 あらゆる暴力を予防するための啓発活動の充実

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかし、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼします。配偶者等からの暴力（DV）や若年層の暴力をはじめ、各種ハラスメント、性犯罪、あらゆる暴力を予防するため、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。

施策の方向2 多様な被害者の救済体制の強化

配偶者等からの暴力（DV）等の被害者を対象とする相談窓口を設置するとともに、関係機関との連携や支援体制を強化し、被害者がひとりで悩まず問題解決が図れる環境づくりに努めます。

● 相談窓口 ●



※内閣府男女共同参画局

「暴力関連のご相談はこちらへ」より抜粋

資料：男女共同参画局 HP

市役所の相談窓口は **社会福祉課 TEL: 0584-53-1139**

基本目標2 誰もがいきいきと活躍する環境づくり



仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進とともに、企業・事業所の協力を得ながら、家庭と仕事の両立を支援し、安心して子育てや介護などできる環境づくりを推進します。

さらに、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの差別をなくし、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方の選択ができる社会づくりを目指します。

① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識づくりや、男性中心型労働慣行を見直していくとともに、男女がともに働きながら子育てや介護に関われるよう、意識改革や支援体制の充実に努めていきます。

施策の方向1 育児と仕事の両立支援策の充実

子どもを持つ家庭の男女が、ともに育児と仕事を両立していくよう子育て支援体制の整備・充実を図ります。

施策の方向2 介護と仕事の両立支援策の充実

親の介護について、男女がともに担っていくことができるよう、事業主に対して介護休業制度の啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるよう介護給付サービスの充実を図ります。

2 女性の活躍推進(女性活躍推進計画)

- 女性の活躍を推進するため、出産・育児で仕事を中断していた女性を対象とした再就職準備セミナーや自分の個性やキャリアを活かして起業を目指す方への情報提供など、各々のニーズに応える施策の充実を図っていきます。
- 女性活躍推進法による事業主への雇用、経営面での改善を働きかけていきます。

施策の方向1 女性の職業能力発揮のための支援

女性が個性と能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報提供等の働きかけを行います。また、事業主が、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合、再度就職をすることができるよう制度を設ける等の啓発を行います。

施策の方向2 ライフスタイルに応じた多様な働き方の支援

多様な働き方が選べる条件整備、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る環境づくりを企業・事業所に働きかけるとともに、様々な制度について市民へ啓発・普及を行います。

3 働く場における男女共同参画の促進

- 市内の企業・事業所や労働者に対して女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの法律の周知を図り、男女が平等に安心して働く職場づくりを推進します。
- 農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を行います。

施策の方向1 均等な雇用機会の確保と推進

国や県、関係機関等との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令を周知していくとともに、労働条件の改善及び雇用や就労の場における男女平等が実現されるよう進めています。

施策の方向2 農林漁業、商工自営業等における家庭就労者の労働環境の改善

農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう、啓発や情報提供を行います。

施策の方向3 市役所における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現及びプランの推進にあたっては、市職員の十分な理解とそれに基づく行動が必要です。市民や事業所だけではなく市役所においても、男女が対等な立場で能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、男女共同参画を推進していきます。

基本目標3 誰もがともに担う地域社会づくり



女性の参画が少ない行政や地域等における政策や方針決定の場への参画を推進するとともに、誰もが地域の一員として、地域活動や社会活動に参加できるよう、参加しやすい環境の整備に努めます。また、女性だけでなく男性も子育てや介護など、家庭での責任を積極的に担うよう啓発に努めます。さらに、男女共同参画の視点から、防災などにおける災害時の支援のあり方について検討・推進を図ります。

1 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大

- 政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、市の審議会等への女性の参画状況を調査し、審議会等への積極的な女性の登用を進めていきます。
- 講座や研修を通じて男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めています。

施策の方向1 審議会、委員会等への女性の参画推進

政策又は方針の立案・決定に、女性の意見が反映されるように、審議会や委員会等への女性委員の登用を積極的に推進します。また、女性委員が参画していない審議会や委員会等の解消を図ります。

施策の方向2 女性の人材の発掘と育成

女性が社会に積極的に参画していくことができるよう、人材の発掘と育成に努めます。

2 家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進

- 様々な分野において、女性の積極的な参画や男女共同参画の視点を生かした取組ができるよう、支援や活動の場を提供し、地域力の向上に努めています。

施策の方向1 家庭生活・地域活動等への参画推進

男女がともによりよい家庭・地域づくりについて考え方行動することは、男女共同参画社会の実現の第一歩であることから、様々な活動に参画できるよう支援します。

施策の方向2 団体・グループ間の交流促進

地域や市全体が様々な分野で活発な活動を行えるよう、団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取組を行います。

3 男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災対策

- 性別による固定的な役割分担意識の見直しや男女のニーズの違いなどを踏まえて、女性、男性双方の視点に配慮した地域の強靭化や防災・減災対策を推進します。

施策の方向1 地域防災・減災活動への参画促進

性別による固定的な役割分担意識の見直しや男女のニーズの違いなどを踏まえ、性別や年齢にとらわれず地域の強靭化や防災・減災活動に参画することで、男女共同参画を推進します。

基本目標4 誰もが安心して生活できるまちづくり



男性女性ともに互いの身体の特性を理解し合い、相手を思いやる意識を持つとともに、生涯を通じて健やかに安心して暮らすための体制づくりを推進します。また、高齢者や障がいのある人やひとり親家庭等、生活上の困難や不安を抱える方に対し、各種相談や福祉サービスの提供や支援の充実に努め、安心して暮らせる環境整備を推進します。

1 生涯を通じた健康づくりの支援

- 妊娠・出産期における心身の健康を支援するための健康診査や、検診の充実を図るとともに、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援のため、年代に応じた健康相談や健康診査、検診の充実を図っていきます。
- 女性のリプロダクティブ・ヘルス / ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発等を進めています。

施策の方向1 健康づくりへの支援

男女がそれぞれの健康状態に応じて適切な自己管理ができるように、健康意識を高め、各種健康診査等の充実を図るための様々な取組を支援していきます。

施策の方向2 妊娠・出産期の健康支援

安心して、子どもを産み育てることができるよう、教室の開催や相談窓口、健康診査の充実を図ります。

2 安心して生活できる支援の充実

- 高齢者や障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域のなかで、安全に安心して暮らし続けていくために、在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実を図っていきます。
- ひとり親家庭の生活の安定と質の向上を図るために、きめ細かなサービスを提供していくとともに、就労支援や経済支援の充実に努めるほか、日常生活上で困ったことや悩みなどを抱えた時に、気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

施策の方向1 高齢者や障がいのある人等の自立支援

高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、就業・社会参加の促進や自立支援等を図ります。

施策の方向2 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が自立して、地域で生活できるよう相談や就労・経済支援を行います。

施策の方向3 困難や不安を抱える方への支援

社会的困難を抱える方に対し男女共同の視点に立ち、多様な困難を抱える方々に対応するために、きめ細かな支援を行い、安心して暮らすことができる環境整備に努めます。



4 男女共同参画社会の実現をめざして

男女共同参画とは、男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）と定義しています。

地域社会では、

- 社会の古くからの慣習やしきたりを見直し、一人ひとりの生き方や考え方を尊重しましょう。
- 自治会等地域活動の構成員として女性も積極的に参画し、女性の視点からの意見も取り入れ、豊かで住みよいまちづくりを目指しましょう。
- 地域活動やボランティア活動等に男女問わず積極的に参加しましょう。

学校では、

- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を進めましょう。
- 一人ひとりの人権尊重と男女平等の意識を育てるとともに、主体的に学び、考える教育を進めましょう。
- 進学や就職の際に、個性と能力が十分発揮することができる進路選択ができるよう配慮しましょう。



職場では、

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備をしましょう。
- 男女ともに、育児・介護休業等で仕事と家庭・地域社会とバランスの取れたゆとりと充実感ある生活が送れるよう心掛けましょう。
- 男女ともに、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりを目指しましょう。
- 雇用機会や待遇など性別を理由とした格差がなくなり、男女が共に個性、能力、意欲などを十分に発揮できる環境づくりを目指しましょう。
- 男女雇用機会均等法など、労働に関する法律を守りましょう。

家庭では、

- 家族で互いに協力し、喜びも苦労も分かち合いながら、みんなで家事や育児、介護等を行いましょう。
- 家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重しましょう。
- 子育てでは、「女の子らしさ」「男の子らしさ」などの性別にとらわれず、その子らしさや自主性、個性を大切にしましょう。
- 「自分の健康は自分で守る」という意識をもち、自分や家族の心や身体についてよく理解し、健康づくりに努めましょう。

第4次
男女共同参画プラン
令和4(2022)年3月

● 発 行：海津市 市民環境部 市民活動推進課
〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515
● 電 話：0584-53-3194（直通） ● FAX：0584-53-1598